

令和7年第3回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年3月18日(火) 午後3時00分～午後3時50分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員12名)

会 長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助 4番 渡邊 秀行 5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康 7番 高萩 幸一 8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子 10番 藤田 監次 11番 鈴木 敏夫

12番 根本 秀男 13番 星 實 14番 須藤 芳浩

推進委員

鈴木 廣紀 根本 勝彦 塩田 喜一 薄葉 新一 金沢 誠

緑川 清司 我妻 毅 永山 一成 陣野 康浩 武地 義成

陣野 泰博 高宮 正幸

4. 欠席委員

3 番 稲川 清一

推進委員 須藤 利枝 古市 一雄

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

報告第2号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果報告について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第4号 棚倉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第5号 令和7年度棚倉町農業委員会活動計画について

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

協議第1号 令和7年度農作業賃金標準額について

協議第2号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、3番 稲川 清一 委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、9番 垂石 みわ子 委員、12番 根本 秀男 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議 長	長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第1号について、朗読を持って説明。
議 長	長	ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議 長	長	質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長	長	報告第2号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果報告について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第2号について、朗読を持って説明。
議 長	長	ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議 長	長	質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長	長	議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。ここで、棚倉町農業委員会会議規則第27条の規定により、10番 藤田 監次 委員の退席を求めます。また、同条議事参与の制限に私が該当しますので、議長を緑川会長職務代理者に交代します。 【議長交代】 それでは、議題の内容を事務局より説明願います。

事務局	議案第1号について、朗読を持って説明。
議長	ただ今の事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
草野委員	2番草野です。 議案にあったような貸し借りについては、今後増加すると思われます。今までに、賃借料が高すぎる、高い地区があるなどの相談はありましたでしょうか。
事務局	高いなどの相談についてはありません。賃借料については、当事者間で合意のうえ、決めている状況です。
草野委員	更新の場合、現状維持が多いということか。
事務局	当事者間で決めますので、その時の協議の状況によるかと思います。
草野委員	当事者間で、もめた場合にはどのように対応するのか
事務局	トラブルの場合は、期間途中で合意解約をするという対応があります。なお、4月以降、基盤法による農用地利用集積計画での貸借ができなくなり、農地中間管理事業による貸借が増えるかと思われます。この場合、農地中間管理機構が賃借料のやり取りをしますので、トラブルは少なくなるかと思います。
議長	そのほか、質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。 ここで、沼野会長、藤田委員の入室を認め、議長を交代します。 【議長交代】
議長	議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事務局	議案第2号の議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告であります。永山 一成 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
永山推進委員	番号1の調査結果について、ご報告いたします。 3月7日、午前9時10分より、申請地において、譲受人の●●●●さん立会いのもと、事務局 石井さん、梨本さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、譲渡人の希望と、譲受人の規模拡大により売買をするものです。

		申請地は、以前から譲受人が、保全管理作業をしてきた農地であり、現在は作物の作付けをしていません。 売買後は譲受人が耕起をしたうえで露地野菜を作付けする予定です。 なお、譲受人は、申請地周辺などで、約５０年にわたり営農しており、認定農業者として、地域の中心的な担い手でありますので、作付けに必要な農機具の保有状況、肥培管理の面においても、特に問題ないと認められます。 以上から、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号２について事務局より説明願います。
事	務 局	番号２について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、陣野 泰博 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号２の調査結果について、ご報告いたします。 ３月７日、午前９時５０分より、申請地において、申請人兩名から委任を受けた●●●●●●●●●●さん立会いのもと、事務局 石井さん、梨本さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、生前贈与により親から子へ所有権移転をするものです。 確認の結果、申請のあった田は、いずれも耕作されており、畑も、野菜が作付けされている農地と、一部作付けされていない農地も保全管理がされておりました。 譲受人は、申請地において譲渡人と農作業を行っており、農機具の保有状況、肥培管理の面においても、特に問題ないと認められます。 なお、営農計画書などについても、譲受人の名義になっています。 以上から、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

全	委	員	「なし」
議		長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委	員	「なし」
議		長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委	員	「異議なし」
議		長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議		長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 議題の内容について事務局より説明願います。
事	務	局	議案第3号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議		長	次に調査員の報告であります、鈴木 廣紀推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
鈴木推進委員			番号1の調査結果についてご報告いたします。 3月7日午前9時より申請地において、申請人である●●●●●●●●さん立会いのもと、稲川委員と事務局 深谷さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 まず、用水、取水はありません。 雨水は自然浸透とし、汚水は発生しません。 南側の山林から申請地に進入する際、水路をまたぐこととなるため、水路の上に、丸太や敷鉄板をし、作業を行います。 また、当該地は盛土等を行わないため土砂の流出はありません。 更に、申請地北側は農地、東側・南側は山林となっているため集団農地の蚕食分断に該当しません。 事業完了後は、鉄板等の撤去を行い、農地へ原状回復します。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議		長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委	員	「なし」
議		長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委	員	「なし」
議		長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。

		本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。	
全	委	員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。	
議	長	議案第４号「棚倉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。 ここで、棚倉町農業委員会会議規則第２７条の規定により、１番 緑川 利喜男委員の退席を求めます。 議題の内容を事務局より説明願います。	
事	務	局	議案第４号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	つぎに、調査員の報告であります。陣野 泰博推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。	
陣野推進委員	３月７日、稲川委員と事務局 深谷さんと現地確認を行いました。 申請内容につきましては、ただいま、事務局が説明したとおりです。 まず、用水、取水、汚水は該当ありません。 雨水は自然浸透とし、余水は西側にある土側溝から塩ビパイプで南側の既設側溝へ放流します。 また、申請地の北側、西側は休耕地となっております。倉庫は、東側の農地境界より５mほど離れたところに建築します。南側は申請者の耕作する田んぼとなっております。 以上、現地を見てまいりましたが、用途区分変更について、特に問題ない案件と見てまいりました。 委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。		
議	長	ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、意見なしとして原案のとおり承認することに異議ありませんか。	
全	委	員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は意見なしとして承認することに決定されました。 ここで、緑川委員の入室を認めます。	
議	長	議案第５号「令和７年度棚倉町農業委員会活動計画について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。	
事	務	局	議案第５号の議題の内容について、朗読を持って説明。

議	長	ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	議案第6号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。
事	務 局	議案第6号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	協議第1号「令和7年度農作業賃金標準額について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事	務 局	協議第1号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、じっくり確認いただき、質問等がありましたらお願いいたします。
事	務 局	本日提示し、すぐに質問といってもなかなか難しいと思いますので、特に協議をしていただきたい部分についてお示ししますので、その点について考えていただきたいと思います。 まず、代かきについてですが、「仕上げまで」という文言を追記しております。農業者から荒代までなのかがわからないという声があり、追記したものです。

	この金額が仕上げまでとして妥当なのかお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
草 野 委 員	金額としては妥当だと思う。
渡 邊 委 員	近隣の状況とは、どこの農業委員会の金額を確認しているのか。
事 務 局	郡内についてはすべて確認できております。西白河については、公表されているのが、白河市のみということで、白河市の金額を示しております。石川郡については浅川町、石川町の金額となっております。
議 長	ほかの農業委員会についても、仕上げまでと記載しているのか。
事 務 局	記載はまちまちではありますが、白河市について荒代までと仕上げまでで金額を分けております。
草 野 委 員	なかなか難しい。作業ひとつひとつについて、金額を協議するのもいいが、作業ごとに委託する人を変える、また、圃場ごとに委託する人を変えると大変だから、一貫して作業委託をする人のほうが多いと思う。 当事者間で決めることだから、畔塗りをメートル単位で頼む人はほとんどいないのではないかな。
議 長	それでは、あくまでも参考として金額を示すということでどうでしょうか。
渡 邊 委 員	4 番渡邊です。肥料散布料については 1 0 円単位の金額となっているので、前年通りの金額でいいと思うのですが。
秋 山 委 員	面積に応じてだから、1 0 円単位という細かい数字を設定しなくてもいいのではないかな。
議 長	それでは、肥料散布料は前年通り 1, 0 0 0 円ということでどうでしょうか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	そのほか、意見等ありますか。
事 務 局	もう 1 点、昨年度までは臨時雇賃金に「山林下刈り」という項目がありましたが、棚倉町では果樹や桑の木等の栽培を行っている人も少なく、農作業として山林下刈りを頼む人はいないと思われます。山林下刈りについては森林組合等の業者に委託する人がほとんどであると思いますので、この項目について廃止することの是非についてご意見よろしくをお願いします。
議 長	ちなみに、山林の作業については、一日の賃金はいくらくらいかかるものなのか。
秋 山 委 員	作業内容にもよるとは思う。
議 長	山林下刈りは業者に頼む人がほとんどでしょうから、事務局案のとおり、この項目については記載しないこととします。 そのほか、質疑ありますか。
全 委 員	「なし」
議 長	質問等がないようですので、農作業賃金標準額について、肥料散布料を 1, 0 0 0 円に修正し、そのほかについては事務局案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、協議第 1 号「令和 7 年度農作業賃金標準額について」は一部修正し、原案のとおり決定しました。

		なお、修正した表については全戸配布等するのか。
事 務 局		町ホームページ及び農業委員会窓口配布で情報提供していきたいと思います。
議 長		協議第２号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		協議第２号について、朗読を持って説明。
議 長		ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全 委 員		「なし」
議 長		質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員		「異議なし」
議 長		異議なしと認めます。 よって、協議第２号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議 長		以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和７年第３回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦勞様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和７年３月１８日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 ９番委員

１２番委員